

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）											埼玉県							
											市区町村数	63						
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有			問4－1 無			
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況		
						47	48	42				63						
11	100	さいたま市	人権政策・男女共同参画課	1	1	1	1	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月14日	2003年4月1日		第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
11	201	川越市	男女共同参画課	1	1	1	1	川越市男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日		第六次川越市男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
11	202	熊谷市	男女共同参画室	1	1	1	1	熊谷市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次熊谷市男女共同参画推進計画 くまがや男女共同参画推進プラン 改訂版	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
11	203	川口市	協働推進課	1	2	1	1	川口市男女共同参画推進条例	2012年3月27日	2012年4月1日		第3次川口市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1	
11	206	行田市	総務部 人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	行田市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第4次ぎょうだ男女共同参画プラン	2023年4月	～	2033年3月	1	1	
11	207	秩父市	市民生活課	1	2	2	2				2	2022デュエットプランちちぶ(秩父市男女共同参画計画)	2023年2月	～	2027年3月	1	1	
11	208	所沢市	企画総務課 男女共同参画室	1	1	1	1	所沢市男女共同参画推進条例	2004年9月24日	2005年1月1日		第4次所沢市男女共同参画計画	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
11	209	飯能市	自治振興課	1	2	1	1	飯能市男女共同参画推進条例	2015年12月18日	2016年4月1日		第6次飯能市男女共同参画プラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
11	210	加須市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	加須市男女共同参画推進条例	2011年7月7日	2011年7月7日		第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」	2022年4月	～	2031年3月	1	1	
11	211	本庄市	市民活動推進課	1	2	1	1				3	第4次本庄市男女共同参画プラン	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
11	212	東松山市	人権市民相談課	1	2	1	1	東松山市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第5次ひがしまつやま共生プラン(東松山市男女共同参画、東松山市女性活躍推進計画、東松山市DV防止基本計画)	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
11	214	春日部市	埼玉県春日部市人権共生課	1	2	1	1	春日部市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日		かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)	2023年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
11	215	狭山市	市民相談課 男女共同参画センター	1	2	1	1	狭山市男女共同参画推進条例	2015年6月29日	2015年6月29日		第5次狭山市男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
11	216	羽生市	人権推進課	1	2	1	1	羽生市男女共同参画推進条例	2023年3月27日	2023年4月1日		第3次羽生市男女共同参画基本計画はにゅう男女共同参画プラン	2019年4月	～	2029年3月	1	1	
11	217	鴻巣市	やさしさ支援課	1	2	1	1	鴻巣市男女共同参画推進条例	2011年12月27日	2012年3月10日		こうのす男女共同参画プラン	2020年4月	～	2028年3月	1	1	
11	218	深谷市	人権政策課	1	2	1	1	深谷市男女共同参画推進条例	2014年9月30日	2015年1月1日		第4次深谷市男女共同参画プラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
11	219	上尾市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	上尾市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
11	221	草加市	人権共生課	1	2	1	1	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	2004年9月17日	2004年10月1日		草加市男女共同参画プラン2021	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
11	222	越谷市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	越谷市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年7月1日		第4次越谷市男女共同参画計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
11	223	蕨市	市民協働課	1	2	1	1	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	2003年3月27日	2003年6月1日		蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第3次)	2024年4月1日	～	2034年3月31日	1	1	
11	224	戸田市	協働推進課	1	2	1	1	戸田市男女共同参画推進条例	2016年9月30日	2016年10月1日		第五次戸田市男女共同参画計画改定版(とだあんさんぶるプラン)	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
11	225	入間市	人権推進課	1	2	2	1	入間市男女共同参画推進条例	2010年3月29日	2010年4月1日		第5次いるま男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
11	227	朝霞市	人権庶務課	1	2	1	1	朝霞市男女平等推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日		第2次朝霞市男女平等推進行動計画	2016年4月	～	2026年3月	1	1	
11	228	志木市	人権推進室	1	2	1	1	志木市男女共同参画推進条例	2002年6月24日	2002年7月1日		第6次志木市男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
11	229	和光市	企画人権課	1	2	1	1	和光市男女共同参画推進条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
11	230	新座市	人権推進室	1	2	2	1	新座市男女共同参画推進条例	2000年6月15日	2000年7月1日		第4次にいざ男女共同参画プラン	2023年4月	～	2028年3月	1	2	
11	231	桶川市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	桶川市男女共同参画推進条例	2002年3月28日	2002年4月1日		桶川市第五次男女共同参画基本計画	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
11	232	久喜市	人権推進課	1	2	1	1	久喜市男女共同参画を推進する条例	2010年9月30日	2010年9月30日		第3次久喜市男女共同参画行動計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
11	233	北本市	総務部人権推進課	1	2	1	1	北本市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日		第六次北本市男女行動計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
11	234	八潮市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	八潮市男女共同参画推進条例	2003年12月25日	2004年4月1日		第4次八潮市男女共同参画プラン	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
11	235	富士見市	人権・市民相談課	1	2	1	1	富士見市男女共同参画推進条例	2008年6月13日	2008年7月1日		富士見市男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
11	237	三郷市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	三郷市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月27日	2007年1月1日		第5次みさと男女共同参画プラン	2021年4月	～	2026年3月	1	1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問1		問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁 内 連 絡 会 議 の 有 無	諮 問 機 関 の 有 無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の 状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活 躍推進 法との 関係	問4－3 計画策 定の 方法	問4－4 現在の 状況
11	238	蓮田市	庶務課	1	2	1	2				2	はすだ男女共生プラン2025	2016年4月 ～ 2026年3月		1	1	
11	239	坂戸市	人権推進課	1	2	1	1	坂戸市男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)	2022年4月 ～ 2027年3月		1	1	
11	240	幸手市	人権推進課	1	2	1	1	幸手市男女共同参画を推進する条例	2017年3月17日	2017年6月1日		第5次幸手市男女共同参画プラン	2021年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
11	241	鶴ヶ島市	政策推進課	1	2	1	1	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日		つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次)	2022年4月 ～ 2027年3月		1	1	
11	242	日高市	総務課	1	2	1	1	日高市男女共同参画推進条例	2016年12月22日	2017年1月1日		第5次日高市男女共同参画プラン	2021年4月 ～ 2026年3月		1	1	
11	243	吉川市	市民参加推進課	1	2	1	1	吉川市男女共同参画推進条例	2003年12月18日	2004年4月1日		第4次吉川市男女共同参画基本計画	2022/4/1 ～ 2032年3月		1	1	
11	245	ふじみ野市	市民総合相談室	1	2	1	1	ふじみ野市男女共同参画推進条例	2015年6月23日	2015年10月1日		ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画	2018年4月 ～ 2031年3月		1	1	
11	246	白岡市	地域振興課	1	2	1	1	白岡市男女共同参画推進条例	2023年3月28日	2023年4月1日		第5次白岡市男女共同参画プラン	2022年4月 ～ 2027年3月		1	1	
11	301	伊奈町	人権推進課	1	2	1	1				4	第3次伊奈町男女共同参画プラン	2022年4月 ～ 2032年3月		1	1	
11	324	三芳町	総務課	1	2	1	2				2	みよし男女共同参画プラン	2024年4月 ～ 2032年3月		1	1	
11	326	毛呂山町	総務課	1	2	2	1				4	第三次もろやま男女共同参画プラン	2015年4月 ～ 2025年3月		1	1	
11	327	越生町	総務課	1	2	1	2				4	越生町男女共同参画プラン	2021年4月 ～ 2025年3月		2	1	
11	341	滑川町	総務政策課	1	2	2	1				4	第3次滑川町パートナーシッププラン	2022年4月 ～ 2032年3月		1	1	
11	342	嵐山町	地域支援課	1	2	2	1	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	2004年3月9日	2004年4月1日		第4次嵐山町男女共同参画プラン	2022年4月 ～ 2027年3月		1	1	
11	343	小川町	総務課	1	2	1	1				4	おがわ男女共同参画推進プラン(第4次)	2022年4月 ～ 2027年3月		1	1	
11	346	川島町	総務課	1	2	2	1	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	2013年3月29日	2013年4月1日		第2次川島町男女共同参画推進計画	2021年4月 ～ 2031年3月		1	1	
11	347	吉見町	自治財政課人権政策室	1	2	2	2				4	第四次吉見町男女共同参画プラン	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日		1	1	
11	348	鳩山町	総務課	1	2	1	1				4	第5次鳩山町男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
11	349	ときがわ町	総務課	1	2	2	2				4	第3次ときがわ町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日		1	1	
11	361	横瀬町	総務課	1	2	1	2	横瀬町男女共同参画推進条例	2023年6月14日	2023年7月1日		第4次横瀬町男女共同参画プラン	2024年4月 ～ 2028年3月		1	1	
11	362	皆野町	総務課	1	2	2	2				4	第3次皆野町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
11	363	長瀬町	総務課	1	2	2	2				4	第3次長瀬町男女共同参画プラン	2020年4月 ～ 2025年3月		2	1	
11	365	小鹿野町	総務課	1	2	2	2				4	第2次小鹿野町男女共同参画計画	2019年4月 ～ 2029年3月		1	1	
11	369	東秩父村	総務課	1	1	2	2				4	みんなで共に創る元気村ひがしちちぶ	2021年4月 ～ 2029年3月		1	1	
11	381	美里町	総務課 介護福祉課	1	2	2	2				4	美里町男女共同参画推進プラン	2022.4.1 ～ 2027.3.31		1	1	
11	383	神川町	総務課	1	2	2	2				4	神川町男女共同参画プラン	2023年4月 ～ 2032年3月		1	1	
11	385	上里町	子育て共生課	1	2	1	1	上里町男女がともに輝く町づくり条例	2003年5月1日	2003年6月1日		第4次かみさと男女共同参画推進プラン	2024年4月 ～ 2029年3月		1	1	
11	408	寄居町	人権推進課	1	2	1	1				2	寄居町男女共同参画推進プラン2020	2020年4月 ～ 2029年3月		1	1	
11	442	宮代町	総務課人権推進室	1	2	2	2				4	第3次宮代町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日		1	1	
11	464	杉戸町	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	2				3	すぎと男女共同参画プラン(第5次)	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1	
11	465	松伏町	企画財政課	1	2	1	1	松伏町男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2004年4月1日		松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日		1	1	

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理		事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			21							6	16	13	8	0	16	3	1	
11	100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	パートナーシップさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801	https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/002/index.html		○		○		○			
11	100	さいたま市	男女共同参画相談室		330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階	048-711-5739	048-711-8904	https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/002/006/index.html		○		○		○			
11	201	川越市	川越市男女共同参画推進施設		350-1124	川越市新宿町1-17-17	049-249-3777	049-249-1180	https://www.westa-kawagoe.jp		○		○				○	
11	202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	ハートピア	360-0037	埼玉県熊谷市筑波三丁目202番地 ティアラ21 4階	048-599-0011	048-599-0012	https://www.city.kumagaya.lg.jp/shisetsu/kurashi/danjokyodosankaku.html	○		○			○			
11	203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設		332-0015	川口市川口1-1-1キューボックラ本館棟M4階	048-227-7605	048-226-7718	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/8/index.html		○	○						
11	206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	VIVAぎょうだ	361-0032	行田市佐間3丁目23番6号	048-556-9301	048-556-9310	https://www.city.gyoda.lg.jp/gyosei_joho/danjokiyodo/index.html	○		○			○			
11	207	秩父市																
11	208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	ふらっと	359-1122	埼玉県所沢市寿町27-7 コンセールタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetu/bunka/flat/index.html		○	○			○			
11	209	飯能市																
11	210	加須市	加須市女性センター		347-0055	加須市中央2-4-17	0480-62-1111	0480-62-5981	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/kyoudou_suishin/shisetsu/shiminplazakazo/index.html		○	○			○			
11	211	本庄市																
11	212	東松山市																
11	214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	ハーモニー春日部	344-0063	埼玉県春日部市緑町三丁目3番17号	048-731-3333	048-733-0071	https://harmony.kasukabe-center.jp/	○			○			○		
11	215	狭山市	狭山市男女共同参画センター		350-1305	狭山市入間川1丁目3番1号	04-2937-3617	04-2937-3616	https://www.city.sayama.saitama.jp		○		○		○			
11	216	羽生市	羽生市男女共同参画推進センター	PURPLE羽生	348-0058	羽生市中央3-7-5 羽生市民プラザ	048-561-1681	048-562-1889	https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2020052500035/		○	○			○			
11	217	鴻巣市								○								
11	218	深谷市																
11	219	上尾市	男女共同参画推進センター		362-0014	埼玉県上尾市本町1-1-2	048-778-5111	048-778-5112	https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s209500/		○	○			○			
11	221	草加市	草加市文化会館 図書資料室	男女共同参画さわやかサロン	340-0013	草加市松江1-1-5 草加市文化会館内	048-931-9325	048-936-4690	https://soka-bunka.jp/publics/index/23/		○		○		○			
11	222	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	ほっと越谷	343-0025	埼玉県越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階	048-970-7411	048-970-7412	https://hot.koshigaya-center.jp/		○		○			○		
11	223	蕨市																
11	224	戸田市	上戸田地域交流センター	あいハル	335-0022	埼玉県戸田市上戸田2-21-1	048-229-3133	048-229-3996	https://www.ipal-friendship.net/		○		○			○		
11	225	入間市	入間市男女共同参画推進センター		358-0003	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539	https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/jinkensuishinka/danzynosenta/index.html		○	○			○			
11	227	朝霞市	朝霞市女性センター	それいゆぷらざ	351-0016	埼玉県朝霞市青葉台1-7-1	048-463-2697	048-463-0524	https://www.city.asaka.lg.jp/		○	○			○			
11	228	志木市																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
11	229	和光市																
11	230	新座市																
11	231	桶川市																
11	232	久喜市																
11	233	北本市																
11	234	八潮市	男女共同参画支援センター	八潮女性サロン	340-0822	埼玉県八潮市大瀬1-1-1マイルｰﾌﾟ1F八潮駅前出張所	048-996-2159	048-995-7367	https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/jinken_danjo/danjokyodo/saron.html					○	○		○	
11	235	富士見市																
11	237	三郷市																
11	238	蓮田市																
11	239	坂戸市	坂戸市勤労女性センター	Lieben(リーベン)	350-0214	坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640	https://www.city.sakado.lg.jp				○		○		○	
11	240	幸手市																
11	241	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	ハーモニー	350-2213	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1922番地7	049-287-4755	049-271-5297	https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page000338.html				○		○		○	
11	242	日高市																
11	243	吉川市																
11	245	ふじみ野市																
11	246	白岡市																
11	301	伊奈町																
11	324	三芳町																
11	326	毛呂山町																
11	327	越生町																
11	341	滑川町																
11	342	嵐山町																
11	343	小川町																
11	346	川島町																
11	347	吉見町																
11	348	鳩山町																
11	349	ときがわ町																
11	361	横瀬町																
11	362	皆野町																
11	363	長瀬町																
11	365	小鹿野町																
11	369	東秩父村																
11	381	美里町																
11	383	神川町																
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	ウィズ・ユー上里	369-0306	埼玉県児玉郡上里町大字七本木393番地	0495-35-1357	0495-34-2523	http://www.town.kamisato.saitama.jp/1527.htm					○	○		○	
11	408	寄居町																
11	442	宮代町																
11	464	杉戸町																
11	465	松伏町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤の定めがない職員	非常勤(雇用)の定めがある職員		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			21					18	18	20	19	2	12	7	0	5	
11	100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	2004年5月1日	7	3	8,679	○	○	○	○	○	○	○			会議室の貸出、市民企画講座実施団体への補助
11	100	さいたま市	男女共同参画相談室	2018年4月1日	6	11	5,048			○							
11	201	川越市	川越市男女共同参画推進施設	2015年4月1日	0	0	2,960		○	○	○		○				
11	202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	2005年4月1日	4	2	3,735	○	○	○	○					○	
11	203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設	2018年4月1日	4	0	8,828										会議室の貸し出し
11	206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	2007年4月1日	3	1	2,381	○	○	○	○		○			○	
11	207	秩父市															
11	208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	1995年4月11日	2	2	16,045	○	○	○	○		○	○			
11	209	飯能市															
11	210	加須市	加須市女性センター	2004年11月7日	0	0	7,252	○	○	○	○		○			○	
11	211	本庄市															
11	212	東松山市															
11	214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	1999年12月4日	5	2	21,500	○	○	○	○		○				
11	215	狭山市	狭山市男女共同参画センター	2012年7月18日	2	1	2,420	○	○	○	○						保育サービス事業(育児中の保護者の社会参加支援)
11	216	羽生市	羽生市男女共同参画推進センター	2023年4月1日	2	1	3,040	○	○	○	○						
11	217	鴻巣市			0	0	0										
11	218	深谷市															
11	219	上尾市	男女共同参画推進センター	2001年6月1日	1	4	3,065	○	○	○	○						
11	221	草加市	草加市文化会館 図書資料室	2000年8月1日	0	2	183	○	○	○	○		○				
11	222	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	2001年7月6日	2	8	7,591	○	○	○	○		○	○		○	
11	223	蕨市															
11	224	戸田市	上戸田地域交流センター	2015年9月1日	16	22	762	○	○	○	○		○				Pink Ribbon×Hula 乳がんについての情報提供
11	225	入間市	入間市男女共同参画推進センター	2004年4月1日	5	0	6,529	○	○	○	○			○		○	
11	227	朝霞市	朝霞市女性センター	2013年1月1日	5	9	9,753	○	○	○	○	○	○	○			
11	228	志木市															
11	229	和光市															
11	230	新座市															
11	231	桶川市															
11	232	久喜市															

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （ 2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設 ）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職 員 数 (人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 （雇用） の定め がない 職 員 ）	非常勤 （雇用） の定め があ る 職 員 ）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
11	233	北本市															
11	234	八潮市	男女共同参画支援センター	2008年4月1日	0	0	0	○		○	○						
11	235	富士見市															
11	237	三郷市															
11	238	蓮田市															
11	239	坂戸市	坂戸市勤労女性センター	1972年5月1日	3	0	1,102	○	○	○	○			○			施設貸館
11	240	幸手市															
11	241	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	1988年4月1日	2	2	1,118	○	○	○	○		○	○			施設貸出
11	242	日高市															
11	243	吉川市															
11	245	ふじみ野市															
11	246	白岡市															
11	301	伊奈町															
11	324	三芳町															
11	326	毛呂山町															
11	327	越生町															
11	341	滑川町															
11	342	嵐山町															
11	343	小川町															
11	346	川島町															
11	347	吉見町															
11	348	鳩山町															
11	349	ときがわ町															
11	361	横瀬町															
11	362	皆野町															
11	363	長瀨町															
11	365	小鹿野町															
11	369	東秩父村															
11	381	美里町															
11	383	神川町															
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	1999年7月1日	1	1	5,940	○	○	○	○		○				
11	408	寄居町															
11	442	宮代町															
11	464	杉戸町															
11	465	松伏町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長 、 自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市区 長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町村 長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治会 会長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				8		40	4	10.0	44	1	2.3	23	1	4.3	23	0	0.0	7,157	432	6.0
11	100	さいたま市				1	0	0.0	3	0	0.0							860	84	9.8
11	201	川越市				1	0	0.0	2	0	0.0							291	17	5.8
11	202	熊谷市	2006年7月1日	熊谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							362	16	4.4
11	203	川口市				1	0	0.0	2	0	0.0							230	13	5.7
11	206	行田市				1	1	100.0	1	0	0.0							180	10	5.6
11	207	秩父市				1	0	0.0	1	0	0.0							80	1	1.3
11	208	所沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							277	25	9.0
11	209	飯能市				1	0	0.0	1	0	0.0							134	2	1.5
11	210	加須市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	3	1.7
11	211	本庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	0	0.0
11	212	東松山市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	5	4.1
11	214	春日部市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	12	6.1
11	215	狭山市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	7	5.9
11	216	羽生市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	0	0.0
11	217	鴻巣市	2012年3月10日	鴻巣市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							232	24	10.3
11	218	深谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	1	0.5
11	219	上尾市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	4	3.5
11	221	草加市				1	1	100.0	1	1	100.0							119	10	8.4
11	222	越谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							378	20	5.3
11	223	蕨市				1	0	0.0	0	0								37	3	8.1
11	224	戸田市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	3	6.4
11	225	入間市	2003年11月16日	入間市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							118	5	4.2
11	227	朝霞市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	11	13.4
11	228	志木市				1	0	0.0	1	0	0.0							38	1	2.6
11	229	和光市				1	1	100.0	0	0								96	0	0.0
11	230	新座市	2001年11月1日	新座市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							61	10	16.4
11	231	桶川市	1998年12月18日	桶川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							78	3	3.8
11	232	久喜市				1	0	0.0	1	0	0.0							257	17	6.6
11	233	北本市	2006年11月19日	北本市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							111	6	5.4
11	234	八潮市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	2	4.5
11	235	富士見市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	3	5.5
11	237	三郷市				1	0	0.0	2	0	0.0							126	11	8.7
11	238	蓮田市				1	1	100.0	1	0	0.0							92	7	7.6
11	239	坂戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	11	7.1
11	240	幸手市				1	0	0.0	1	0	0.0							105	7	6.7
11	241	鶴ヶ島市				1	0	0.0	1	0	0.0							79	7	8.9
11	242	日高市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	4	5.1
11	243	吉川市				1	0	0.0	1	0	0.0							94	4	4.3
11	245	ふじみ野市				1	0	0.0	1	0	0.0							58	7	12.1
11	246	白岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							45	2	4.4
11	301	伊奈町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
11	324	三芳町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
11	326	毛呂山町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	17	25.0

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
11	327	越生町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4
11	341	滑川町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
11	342	嵐山町	2003年6月3日	嵐山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
11	343	小川町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	0	0.0
11	346	川島町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	4	5.1
11	347	吉見町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	7	9.3
11	348	鳩山町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
11	349	ときがわ町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
11	361	横瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	362	皆野町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
11	363	長瀬町										1	1	100.0	1	0	0.0	27	2	7.4
11	365	小鹿野町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
11	369	東秩父村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
11	381	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	383	神川町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
11	385	上里町	2001年11月3日	上里町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	92	3	3.3
11	408	寄居町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
11	442	宮代町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	4	5.3
11	464	杉戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	2	4.4
11	465	松伏町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	7	9.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表4－4
市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

埼玉県

				調査時点コード		1	2024年4月1日		2	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			問8-1				問8-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																					総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						2,635	2,296	33,034	10,036	30.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

都道府県	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
			問8-1			問8-2							(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)			問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他									
			目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委員 数	うち 女性 等 数 委員				女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委員 数	うち 女性 等 数 委員	女性 比 率 (%)							総 委員 数	うち 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員	女性 比 率 (%)			
11	246	白岡市	30.0	2026年3月		58	47	930	220	23.7	行政委員会(地方自治法第180条の5)、法律または条例により設置された 付属機関等、規則、要綱により設置された委員会、協議会等	21	17	231	61	26.4	6	4	30	6	20.0	32	2	6.3	33	2	6.1	1		1		1	
11	301	伊奈町	35.0	2025年3月		28	27	288	90	31.3	法律もしくは政令又は条例に基づき設置されている審議会等	28	27	288	90	31.3	6	2	27	4	14.8	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
11	324	三芳町	35.0	2032年3月		34	30	315	90	28.6	地方自治法(第180条の5と第202条の3)に基づく委員会・審議会等	28	27	292	87	29.8	6	3	23	3	13.0	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
11	326	毛呂町	30.0	2025年3月		18	15	216	57	26.4	法律または政令により設置されている審議会等	18	15	216	57	26.4	5	3	25	6	24.0	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
11	327	越生町	35.0	2025年4月		6	4	26	7	26.9	地方自治法180条の5に基づく	6	5	81	22	27.2	6	4	26	7	26.9	30	0	0.0	31	0	0.0	1		1		1	
11	341	滑川町	35.0	2032年3月		23	21	261	61	23.4	条例、規則等により設置されている審議会、会議等	18	17	234	55	23.5	5	4	27	6	22.2	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	
11	342	嵐山町	35.0	2027年3月		19	18	222	70	31.5		19	18	222	70	31.5	5	3	28	7	25.0	24	9	37.5	25	9	36.0	1		1		1	
11	343	小川町	33.0	2027年3月		32	29	478	118	24.7	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)及び法令 または条例に基づく審議会(地方自治法202条の3)	27	26	442	111	25.1	5	3	37	7	18.9	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
11	346	川島町	40.0	2026年3月		33	18	214	63	29.4		16	13	175	50	28.6	5	3	24	5	20.8							1		1		1	
11	347	吉見町	30.0	2034年3月		15	12	149	38	25.5		10	10	118	34	28.8	5	2	31	4	12.9							1		1		1	
11	348	鳩山町	38.0	2028年3月		28	20	306	72	23.5	法令又は政令により設置されている審議会等、条例により設置されて いる審議会等	22	17	281	65	23.1	6	3	25	7	28.0	27	0	0.0	28	0	0.0	1		1		1	
11	349	ときがわ町	30.0	2032年3月		31	28	351	103	29.3	法律または条例により設置される付属機関 地方自治法第180条の5に基づく委員等、第202条の3に基づく審議会 等	9	9	122	31	25.4	5	2	30	4	13.3	35	4	11.4	36	4	11.1	1		1		1	
11	361	横瀬町	50.0	2028年3月		23	20	234	47	20.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等(付属機関)	22	19	225	45	20.0	6	4	29	6	20.7	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1		1	
11	362	皆野町	20.0	2027年3月		11	10	138	26	18.8	法律又は政令および条例、規則等により設置されている審議会等	10	9	123	18	14.6	6	3	30	6	20.0	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
11	363	長瀬町	20.0	2025年3月	審議会等の 女性の占め る割合を20% 以上にする	20	18	201	52	25.9	地方自治法第202条3に基づく審議会	20	18	201	52	25.9	6	2	29	4	13.8	28	3	10.7	29	4	13.8	1		2	2024年7月1日	1	
11	365	小鹿野町				0	0	0	0			7	3	116	12	10.3	6	2	37	8	21.6	30	0	0.0	31	0	0.0	1		1		1	
11	369	東秩父村	25.0	2029年3月		20	14	229	49	21.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	13	9	157	33	21.0	4	2	19	3	15.8	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
11	381	美里町	30.0	2025年3月		17	12	189	28	14.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	17	12	189	28	14.8	6	2	38	5	13.2	20	4	20.0	21	4	19.0	1		1		1	
11	383	神川町	35.0		2023年～ 2032年	17	13	150	48	32.0	地方自治法に基づく審議会、委員会等の行政組織	11	9	120	43	35.8	6	4	30	5	16.7							1		1		1	
11	385	上里町	40.0	2029年3月		26	17	242	76	31.4	地方自治法第180条の5に基づく委員等、第202条の3に基づく審議会 等	21	16	227	74	32.6	5	1	16	2	12.5	17	4	23.5	18	4	22.2	1		1		1	
11	408	寄居町	30.0	2029年3月		28	19	256	45	17.6	第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員 等	22	18	228	43	18.9	6	1	28	2	7.1	34	3	8.8	35	3	8.8	1		1		1	
11	442	宮代町	30.0	2027年3月		26	17	331	77	23.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会	26	17	331	77	23.3	6	5	31	8	25.8	36	4	11.1	37	4	10.8	1		1		1	
11	464	杉戸町	40.0	2026年3月		37	33	454	138	30.4	法律・条例・要綱等により設置されている審議会、会議等	25	22	298	76	25.5	6	2	29	2	6.9	37	6	16.2	38	6	15.8	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年6月1日
11	465	松伏町	40.0	2025年3月		25	22	219	62	28.3	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5及び第 202条の3)	19	17	189	54	28.6	6	5	30	8	26.7	23	4	17.4	24	4	16.7	1		1		1	

調査表4－4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

埼玉県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)				
															10	9	397	156	39.3	3	1	9	1	11.1						
		さいたま市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川越市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		熊谷市													3	2	167	60	35.9	0	0	0	0	0.0						
		川口市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		行田市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		秩父市													2	2	60	25	41.7	0	0	0	0	0.0						
		所沢市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		飯能市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		加須市													1	1	15	6	40.0	0	0	0	0	0.0						
		本庄市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東松山市													2	2	121	52	43.0	1	1	3	1	33.3						
		春日部市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		狭山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		羽生市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鴻巣市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		深谷市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上尾市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		草加市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		越谷市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		蕨市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		戸田市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		入間市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		朝霞市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		志木市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		和光市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新座市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		桶川市													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		久喜市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北本市													0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		八潮市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		富士見市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三郷市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		蓮田市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		坂戸市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		幸手市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鶴ヶ島市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日高市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		吉川市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		ふじみ野市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白岡市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		伊奈町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三芳町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		毛呂山町													2	2	34	13	38.2	0	0	0	0	0.0						

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)				
		越生町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		滑川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		嵐山町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川島町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		吉見町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鳩山町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		ときがわ町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		横瀬町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		皆野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長瀬町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小鹿野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東秩父村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美里町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		神川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上里町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		寄居町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		宮代町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		杉戸町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		松伏町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
											問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7						
											議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
									1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
									56	1の合計	63	0	60		1			59	59	58	59	58	44		
									0	2の合計	0	53	3		61			1	1	2	1	2	0		
									3	3の合計	0	4			1			0	0	0	0	0	0		
									4	4の合計	0	6						2	2	2	2	2	0		
11			さいたま市						さいたま市職員旧姓等使用取扱要綱 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等に旧姓等を使用することができる。 (1) 文書等に旧姓等を使用することにより、法令等に違反する場合 (2) 文書等に旧姓等を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑の事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 2 旧姓等を使用する職員に交付する文書等で、実務上特段の支障が生じるおそれのないものには、旧姓等を使用するものとする。	さいたま市議会	1	2	1		さいたま市議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11			川越市						川越市職員服務規程 (旧姓等使用の届出等) 第十四条 職員は、その職務の遂行において、市長が別に定めるところにより、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この項において「婚姻等」という。)(により戸籍上の氏を改めた後における当該婚姻等の前の戸籍上の氏の使用又は住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十六第二項の規定により住民票に記載された通称の使用(以下これを「旧姓等使用」という。))を行うおとすときは、所属長を経て市長に届け出なければならない。 2及び3 略 4 第一項の規定により旧姓等使用を届け出た職員は、同項の規定による届出をした日から旧姓等使用を行うものとする。	川越市議会	1	4	2			2			1	1	1	1	1	1	
11			熊谷市						熊谷市一般職職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、働きやすい職場を整備するため、一般職職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)(により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	熊谷市議会	1	4	2		2			1	1	2	1	1	1		
11			川口市						川口市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	川口市議会	1	3	1		川口市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11			行田市						行田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令に抵触するおそれなく、職務の遂行上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	行田市議会	1	2	1		(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11			秩父市						秩父市一般職職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	秩父市議会	1	4	1		秩父市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11			所沢市						所沢市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、服務規程第20条の規定に基づき氏の変更に係る住所等変更届を提出する際に旧姓使用届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、旧姓使用届の提出があったときは、その内容を審査し、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により速やかに当該旧姓使用届を提出した職員に対し通知するものとする。 3 前項の規定による承認を受けた職員は、別表に掲げる文書等において旧姓を使用するものとする。	所沢市議会	1	2	1		所沢市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11			飯能市						飯能市職員の旧姓使用取扱要領 第3条 職員は、その職務において旧姓を使用することができる。ただし、別表に掲げる文書等その他市長が適当でないとするものについては、この限りでない。	飯能市議会	1	2	1		【会議】 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 【委員会】 第90条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
道 区 府 町 村	区	町	村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
11	210		加須市	1	加須市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、旧姓を職場での呼称として使用することができる。	加須市議会	1	2	1	加須市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
11	211		本庄市	1	本庄市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書、呼称等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	本庄市議会	1	2	1	本庄市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11	212		東松山市	1	東松山市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)(によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)(を使用することに関する、必要な事項を定めるものとする。	東松山市議会	1	2	1	東松山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11	214		春日部市	1	春日部市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない事から職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓使用をすることができる。	春日部市議会	1	2	1	春日部市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由及び日数を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
11	215		狭山市	1	狭山市職員旧姓使用取扱要領 1 この要領は、職員が婚姻等によって戸籍上の氏を改めた場合において、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)(を職務遂行上使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	狭山市議会	1	2	1	狭山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(委員会の場合)	2			1	1	1	1	1	1	
11	216		羽生市	3	羽生市議会	1	2	1	羽生市議会会議規則 第2条(省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
11	217		鴻巣市	1	鴻巣市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓を職場での呼称として使用することができる。 2 職員は、別表に掲げる事項において旧姓を使用することができる。	鴻巣市議会	1	2	1	鴻巣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11	218		深谷市	1	深谷市職員旧姓使用取扱要綱 第1条この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)(によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)(を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	深谷市議会	1	2	1	深谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11	219		上尾市	1	上尾市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない文書等であって、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱の生ずるおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	上尾市議会	1	2	1	上尾市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1	
11	221		草加市	1	草加市職員旧姓使用取扱規則 第4条 旧姓は、次に掲げるものを除き使用することができる。 (1) 任命権者から権限を委任されて行う処分 (2) 対外的に権利・義務関係が発生する協定書等 (3) 草加市会計規則(昭和41年規則第12号)第2条の3に規定する出納員等が行う領収書等の発行 (4) 身分証明書等を携帯して行う法令等に基づく調査、指導等 (5) 職員の身分及び権利・義務に係るもので特に重要なもの (6) 事務の性質上、対外的な関係で旧姓の使用が困難なもの (7) その他必要に応じて任命権者が定める場合	草加市議会	1	2	1	草加市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
道	区	府 町	県 村 町	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名			問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
													議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

道 区	府 町	市 区	県 村 町	コ コ 村 イ イ ド ド 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
							問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5		問12-6		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
											問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。								
							議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
11	228	志木市	1	志木市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものの以外のもとする。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 税務署、銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの (3) 法令等により、戸籍の氏名を使用することが定められているもの (4) 前3号に掲げるもののほか、職務遂行上、誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの (旧姓使用願) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用願(第1号様式)を所属長を経て人事課長へ提出し、市長の承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第4条 市長は、旧姓の使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第5条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て人事課長へ提出しなければならない。 (業務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切なる運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 (管理) 第7条 人事課長は、旧姓使用者台帳(第4号様式)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	志木市議会	1	2	1	志木市議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
11	229	和光市	1	和光市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	和光市議会	1	2	1	和光市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
11	230	新座市	1	新座市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	新座市議会	1	2	1	新座市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
11	231	桶川市	1	桶川市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	桶川市議会	1	2	1	桶川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
11	232	久喜市	1	久喜市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 職員録、名札その他単に氏名が記載されたもの (2) 法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの (3) 法令に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの 2 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	久喜市議会	1	2	1	久喜市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠のときは14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠のときは14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる	2				1	1	1	1	1	1	
11	233	北本市	1	北本市職員旧姓使用取扱要領 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反しない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招かないものにおいて旧姓を使用することができる。	北本市議会	1	2	1	北本市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	

道	区	府	町	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
								問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7								
								議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
県	村	町	コ	コ	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
11	234			八潮市	1	八潮市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の制限) 第3条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	埼玉県八潮市議会	1	2	1		八潮市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11				富士見市	1	富士見市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法律、条例等の規定に反するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして職員課長が認めるものとする。	富士見市議会	1	2	1		富士見市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11				三郷市	1	三郷市職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がない文書等について、旧姓を使用することができる。	三郷市議会	1	2	1		三郷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11				蓮田市	1	蓮田市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	蓮田市議会	1	4	1		蓮田市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	長期欠席した場合の報酬等の減額に関する事例はある					4	4	4	4	4	1
11				坂戸市	1	坂戸市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	坂戸市議会	1	2	1		坂戸市議会会議規則 第2条第2項 議員は、本人の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11				幸手市	1	幸手市職員旧姓使用取扱要綱第3条 職員は、旧姓を文書等に使用する場合は、市長の承認を受けなければならない。	幸手市議会	1	2	1		幸手市議会会議規則 第2条2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2条2項 委員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	
11				鶴ヶ島市	1	鶴ヶ島市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱をまねくおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	鶴ヶ島市議会	1	2	1		鶴ヶ島市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	4	4	4	4	
11				日高市	1	職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員が自己の氏名を記載する文書等については、次に掲げるものを除き、旧姓を使用することができるものとする。	日高市議会	1	2	1		日高市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	

				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
道	区	府	町	市			問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
県	村	町	コ	コ	村	ド	ド	名		議 会 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
										1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具 体 例																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							</

道 区 府 町 県 村 コ コ リ リ ド ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
				議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
11	327	越生町	1	越生町職員旧姓使用取扱要綱 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を、所属長を経て総務課長に提出し、町長の承認を得なければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、越生町職員服務規程(昭和61年規程第5号)第22条に規定する履歴事項異動届とともに提出するものとする。ただし、町長が適当と認めた場合は、この限りでない。	越生町議会	1	2	1	越生町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	
11	341	滑川町	4		滑川町議会	1	2	1	滑川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11	342	嵐山町	1	嵐山町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻等によって戸籍法上氏を変更した後も引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	嵐山町議会	1	2	1	嵐山町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11	343	小川町	1	小川町職員旧姓取扱規程 第2条 職員は法令等の規程に反するおそれのない文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	小川町議会	1	2	1	小川町議会会議規程 第2条第2項 議員は出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、素の期間を明かにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11	346	川島町	1	川島町職員旧姓使用取扱要綱 【第2条】職員は、町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	川島町議会	1	2	1	川島町議会会議規則 【第2条第2項】前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11	347	吉見町	1	吉見町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この規程において旧姓を使用することができる職員は、次に掲げる者をいう。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員 (2) 地方公務員法第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項に規定する職員 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	吉見町議会	1	2	1	吉見町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	2	1
11	348	鳩山町	1	鳩山町職員旧姓使用取扱規程 第2条第1項 職員は、町長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鳩山町議会	1	2	1	鳩山町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
11	349	ときがわ町	4			1	4	2		2									
11	361	横瀬町	1	横瀬町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員間で使用する文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	横瀬町議会	1	2	1	横瀬町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11	362	皆野町	3		皆野町議会	1	2	1	皆野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2				1	1	1	1	1	1
11	363	長瀬町	1	長瀬町職員旧姓使用取扱規程(平成29年長瀬町訓令第8号) (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項定めるものとする。	長瀬町議会	1	2	1	長瀬町議会会議規則(平成12年長瀬町議会規則第1号) (欠席、遅参又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅参又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに(早退にあっては、事前に)議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

道	区	府	町	市	区	町	村	コ	コ	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
												問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5		問12-6		問12-7				
																		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
道	区	府	町	市	区	町	村	コ	コ	市	市	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
11	365		小鹿野町	1							小鹿野町議会	1	2	1		2			1	1	1	1				
11	369		東秩父村	4							東秩父村議会	1	4	1		2			1	1	1	1	1			
11	381		美里町	1							美里町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1		
11	383		神川町	4							神川町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1			
11	385		上里町	1							上里町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1			
11	408		寄居町	1							寄居町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1		
11	442		宮代町	1							宮代町議会	1	3	1		2			1	1	1	1	1	1		
11	464		杉戸町	1							杉戸町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1		
11	465		松伏町	1							松伏町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
道	区	府	町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12				問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。				ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定がありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを除く)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
府	町	区	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・その他	その他内容				1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
					2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要なる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2 ・ハラスメントに関する規定(倫理規定等)がある	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
11	206			行田市	4	4	3						1	3	3	2			1	行田市地域防災計画	
					4	4	2						1	1	3	4			2	被害状況調査に関すること。 罹災証明に関すること。 災害状況の収集及び被害状況報告の受理に関すること。	
11	207			秩父市	4	4	2						1	1	3	4			2		
11	208			所沢市	4	4	1	1					1	2	1	4			2		
所沢市議会議員政治倫理条例 (行為規範) 第5条 議員は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として、品位と名譽を保ち、議会に対する市民の信頼を損なわないこと。 (2) 刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (3) 政治活動に関して、特定の個人や企業、団体等から一切寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。 (4) 特定の個人や企業、団体等のために有利な取り扱いをする等、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受及び言動をしないこと。 (5) 市職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。 (6) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (7) 議員は、所沢市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者と利害関係を持たないこと。																					
11	209			飯能市	4	4	3						3		3	2			1	飯能市地域防災計画 女性相談に関すること	
11	210			加須市	4	4	3						1	1	3	1			2		
加須市議会議員通称名等の使用に関する取扱規程 (使用できる通称名等)第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。(1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合当該認定を受けた通称(2)婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏																					
11	211			本庄市	4	4	1	1					3		3	1			2		
本庄市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4)市職員の公正な職務遂行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 37 議会活動に関わる議員の旧姓使用については、次に掲げる事項を除き、議長の承認を得て使用することができるものとする。 (1)履歴に関する届出書類 (2)身分証明書 (3)経歴照 (4)給与・旅費・費用弁償・政務活動費の支給に関する書類 (5)源泉徴収票の名義 (6)叙位・叙勲の申請 (7)在職証明書等各種証明書 (8)市議会議員共済会に関する各種届出 (9)その他旧姓使用によって実務上の混乱を生じるおそれがあると議長が判断するもの																					

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
道	区	府 町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
				議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありませんか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
県	村	町	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1	2	3	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例もない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
				ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある	ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している														
11	212		東松山市	4	4	1	1	2		東松山市議会ハラスメント防止条例 第3条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たったことを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 3 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に憤むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談及び申立てを受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、前項に規定する相談及び申立てを受けた場合において、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うものとする。 3 議長は、前項の事実関係の調査及び確認を行うために、各会派の代表からなるハラスメント審査会を設置することができる。 4 議長は、前項に規定する審査会の調査結果を尊重し、ハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。 第6条 議会は、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。	1	3	3	4		2			
11	214		春日部市	4	4	2				春日部市議会議員旧姓使用取扱要領 (承認) 第3条議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。	2	2	3	1	春日部市地域防災計画 (承認) 第3条議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。	1	春日部市地域防災計画 女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。また、女性の相談員、福祉相談員を配置もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画推進センターなどを積極的に活用する。		
11	215		狭山市	4	4	1	1			狭山市議会議員のハラスメント根絶規程 (目的) 第1条 この規程は、狭山市議会議員(以下「議員」という。)(による他の議員並びに市長、副市長及び教育委員会教育長(以下「市長等」という。)(並びに職員(以下「職員等」という。))に対するハラスメントを防止する措置等を講じ、公務中のみならず全ての場面でハラスメントを根絶することにより、お互いの良好な就業・活動環境の実現を目指し、もって住民全体の奉仕者として住民の福祉向上に資することを目的とする。 (議員の責務) 第3条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、議員等の就業・活動環境を害するものであることを自覚するとともに、議員等の人格を尊重し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。 2 議員は、自らの言動によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度で疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 3 議員は、議員が他の議員等に対しハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に憤むべき旨を指摘するよう努めなければならない。 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員による他の議員等に対するハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。	1	3	1	1	市議会申し合わせ事項 (議員の氏名・呼称) 1 議会における議員の氏名は原則として戸籍名(旧字体を新字体で使用する場合を除く。)を使用する。ただし、通称名の使用について事前に「通称名使用願」を議長に提出し、議長の許可を得た場合は、この限りではない。 2 許可された通称名は、これに変更がない限り、再当選議員は、当選確定後、直ちに「通称名継続使用届」を議会事務局に提出することにより、新たに開始する任期中、使用できるものとする。 3 議場における議員の呼称は、「△番○○○○議員」とする。	1			
11	216		羽生市	4	4	2				羽生市議会議員の通称名等の使用に関する取扱規程 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏	1	2	2	1		2			

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																																																																																																																																											
道	区	府 町 村	区 町 村 名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1																																																																																																																																										
				議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11で、1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。																																																																																																																																										
府	町	村	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ																																																																																																																																										
																			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割						
道	区	府 町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
				議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
府	町	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハラスメントに関する規定(倫理規定等)がある	2 ・ ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・ その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例もない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
				コ	コ	村													
11		230	新産市	4	4	3						2	2	1	1	議員申合せ事項 3-2 新産市議会における旧姓使用について 戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用したい議員は、議長に対し旧姓使用の申請をすることとし、議長の承認により、その任期中、本名に代えて旧姓を使用することができるものとする。 旧姓の使用を承認された議員は、以降任期中、前項の通称名使用の例外を除いて、旧姓を議員氏名として用いるものとする。 なお、公表用の議員名簿における議員氏名についても、前項の規定を準用する。		2	
11		231	桶川市	4	4	3						3		3	1	桶川市議会議員の身上及び通称名等使用の届出に関する要綱 第3条 議員は、第1条に規定する通称名又は旧姓(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届(様式第2号)を議長に提出し承認を得なければならない。	特になし	1	桶川市地域防災計画 風水害対策編 第1章 風水害応急対策計画 第1節 職員動員配備計画
11		232	久喜市	4	4	2						3		3	2	なし		1	久喜市地域防災計画 ・女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。(P137(風水害編)、P426(震災対策編)) ・応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。(P89(風水害編)、P393(震災対策編))
11		233	北本市	4	4	3						1	3	3	4			2	
11		234	八潮市	4	4	3						1	3	3	1	八潮市議会議員の通称名の使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、議員(任期開始前の当選人を含む、以下同じ。)が議会において使用する通称名の取扱について、必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称名を使用することができる。 (1) 議員台帳 (2) 履歴に関する届出書類 (3) 在職証明書等各種証明書 (4) 辞職願 (5) 議員報酬、費用弁償、その他の支給に関する書類 (6) 源泉徴収票の名称 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 叙位及び叙勲の申請 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの (申請) 第3条 通称名を使用しようとする議員は、議長に対し、通称名使用申請書(様式第1号)により申請しなければならない。 (承認) 第4条 議長は、前条の申請が第2条の規定に該当する場合においては、議員としての品位に欠ける等特段の事情がない限り、当該通称名の使用を承認するものとする。 2 議長は、前条の申請に対する承認の可否を、通称名使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。 3 承認された通称名は、第2条第1項に定める使用の範囲に特段の変更がない限り使用を継続することができる。 (中止の届出) 第5条 議員は、議長の承認を受けて通称名を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、通称名使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 通称名を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないよう努めなければならない。 附 則 この訓令は、令和3年9月21日から施行する。		2	
11		235	富士見市	4	2	3						1	3	3	1	富士見市議会議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、富士見市市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓) 第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。		2	
11		237	三郷市	4	4	3						3		3	2			2	

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
道	区	区				1 ・ ハラスメントに関する規定(倫	2 ・ ハラスメントに関する議員向け相談	3 ・ その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例もない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
11	238	蓮田市	4	4	2					1	1	3	4			2	
11	239	坂戸市	4	2	3					3		3	4			2	
11	240	幸手市	4	4	3					1	3	3	4			1	幸手市地域防災計画 第2編 第9節 ○要配慮者や女性への配慮 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者(自閉症等)、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース(障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間)等を開設当初から設置できるように努める。 また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。 また、LGBTQ等性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。 ○要配慮者等に必要な物資等の整備 要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。
11	241	鶴ヶ島市	4	4	3					3		3	4			1	鶴ヶ島市地域防災計画 第3章第9節第4項2(指定避難所の運営)及び第9章第2節第3項2(指定避難所の運営) 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
11	242	日高市	4	4	1	1			日高市議会議員政治倫理規程 第3条第1項第6条 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	2			2	
11	243	吉川市	4	4	3					3		3	4			1	吉川市地域防災計画 第2編第3章第3節第4-6-(2) ○要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、障がい者用トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。なお、女性や子どもに対するセクシュアル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備に努める。 ○性犯罪や配偶者間の暴力等を防止するとともに、女性のニーズを把握するため、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回の実施に努める。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては、男女共同参画センターや民間団体を活用する。 ○男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。 特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品、女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
11	245	ふじみ野市	4	4	1	1			ふじみ野市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (5) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	1	2	2			2	
11	246	白岡市	4	4	2					1	2	2	4			1	白岡市地域防災計画 第3編第3章第3節 広報広聴活動 被災者のなかに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。
11	301	伊奈町	4	4	3					3		3	4			2	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																
道	区	府	町	区	県	村	町	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1			
															議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用してはいる又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。			
															1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他						1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していないが、現在は現在行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例もない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
11	324														三芳町	4	4	3				1	3	3	4		2			
11																4	4	3								1		毛呂山町地域防災計画 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難 2 避難所の管理運営 エ 要配慮者や女性、性的少数者への配慮 要配慮者や女性等に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース(障害者等が気持ちよく滞在することが出来る空間)等を開設当初から設置するように努める。 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮し、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。 また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、要配慮者や女性のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画担当部局や保健師、民間団体を積極的に活用する。		
11	326														毛呂山町	4	4	3				3					1			
11	327														越生町	4	4	1				3					2			
11	341														滑川町	4	4	2				3					1			
11	342														嵐山町	4	2	3				3					2			
11	343														小川町	4	4	1	1	小川町議会議員倫理規程 第2条 議員は次の各号に掲げる行為につき政治不信を招く公私混同、公益の侵害、品位の毀損等、法令や倫理規程に明らかに違反し、政治的道義的責任上の疑義が生じる行為をしてはならない(1)地方自治法等の法令や倫理規程の趣旨に反する行為(2)個別企業・団体の利益の擁護により公共の利益を損なう行為(3)著しく社会的批判を受ける行為	2	2	2	4				2		
11	346														川島町	4	4	3				3					2			
11	347														吉見町	4	4	1				3					2			
11	348														鳩山町	4	4	2				2	2				2			
11	349														ときがわ町	4	4	3				3					2			
11	361														横瀬町	4	4	2				3					1			
11	362														皆野町	4	4	3				3					2			
11	363														長瀬町	4	4	3				3					2			
11	365														小鹿野町	4	4	3				2	3		2		2			
11	369														東秩父村	4	4	3				3					2			
11	381														美里町	4	4	2				2	3		2		2			
11	383														神川町	4	4	3				3	0		2		2			
11	385														上里町	4	4	1	1	上里町議会政治倫理条例 第4条 3項 議員はその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であってもセクハラハラスメント等、その他人権侵害の恐れのある行為をしてはならない。	3			3	4		1			
11	408														寄居町	4	4	1	1	寄居町議会政治倫理規定 第5条第7号 議員は、自らの地位を利用した嫌がらせ、強制及び圧力並びに他の者が不快に感じる性的な言動等、人権侵害の恐れのある行為をしてはならない。	1	2	3	4		1				
11	442														宮代町	2	2	2				1	3		4		2			
11	464														杉戸町	4	4	3				1	3		3	1		1		
11	465														松伏町	4	4	2				2	3		3		2			